

八戸市農業委員会 10 月総会議事録

日時：令和3年10月12日（火）午後1時32分

場所：八戸市農業経営振興センター

出席委員

農業委員 19 名中 12 名

1 番 加藤 浩幸 出	2 番 木村 武美 待機	3 番 澤向 敏一 出	4 番 三浦 豊 待機
5 番 馬場 豊 出	6 番 阿達 福壽 待機	7 番 内沢 豊 出	8 番 籠田 悦子 出
9 番 長根 昭男 出	10 番 赤坂 英夫 待機	11 番 狛守 文宏 待機	12 番 松橋 剛志 待機
13 番 中村 正記 待機	14 番 西野 茂雄 出	15 番 明戸 政勝 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 谷地 秀典 出	18 番 橋場 孝 出	19 番 村上 正憲 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 11 名

1 番 木村 弁一 待機	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 待機	4 番 田名部 浩 出
5 番 上村 隆雄 待機	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 待機	8 番 田中 忠二 出
9 番 三浦 勝浩 待機	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 橋 由正 待機	14 番 梅津 孝敏 出	15 番 磯嶋 榮助 待機	16 番 高橋 政典 出
17 番 大倉 喜八郎 待機	18 番 金谷 由松 出	19 番 坂 文雄 待機	20 番 上明戸 桂 待機
21 番 森 庄次郎 出	22 番 森 光男 待機		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農地GL）川名 雅之、 農政GL 山崎 真史、
主幹 古館 恵子、主査 宮野 裕文、主事 工藤 悠万

会長

皆様、御案内の時間を過ぎましたけれども、ただいまから総会を開会いたします。

はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、B班の委員の皆様にご出席いただいております。全員出席でございます。

松橋事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第34号、令和3年度第7号八戸市農用地利用集積計画の決定につきましては、内沢農業委員及び鈴木推進委員が当事者となっている事案がございます。

内沢農業委員におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

また、鈴木推進委員におかれましては、当該議案の審議の際、事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

青森県もやっとですね、コロナの新規感染者数がだいぶ少なくなりまして、たぶん皆様も2回ワクチンを接種したかと思えます。ちなみにですけれども、まだ接種していない方もいらっしゃいますか。あ、でも1回目はもう打っているということで。それでは、今月も憲章を元気良く唱和、よろしく申し上げます。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。稲刈りが終わった人も、まだもう少し残っている人もいらっしゃると思いますけれども、今年のカメムシもあるそうですが、胴割れがすごいということで、胴割れで2等、3等になる方もいらっしゃるということです。もう、田んぼの中で胴割れが起きているという情報が入っていました。値段も安くなっている中で、皆さん厳しい状況に置かれていると思いますけれども、ここは一つ頑張るしかありませんので、元気に頑張りましょう。

まず、報告ですけれども、来月の11月16日に開催を予定しておりました青森県農業委員会大会は、コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催中止ということになりました。どうしたら開催できるかとか、何が課題かとかという話し合いにもならず中止ということで、とても残念に思いますけれども、それでも来年の日程は決まりました。三八地区大会は8月26日、県大会は来年も11月16日ということで日にちは決まりました。どうぞその日は大会に向けて皆様時間を空けておいてくださるようお願いしたいと思います。

それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議くださいますようお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、14番 西野 茂雄 委員、16番 寺沢 和則 委員両氏を指名いたします。

日程第2

次に、日程第2、議案第33号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

田名部委員

田名部から報告いたします。去る9月28日、澤向農業委員と市庁本館地下会議室において、番号24番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条24番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は規模縮小のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は令和3年9月に田を規模拡大のため取得しております。通作距離は約2.5km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は35年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、兼業者は女1人です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、田植機、コンバイン各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

会長

次に、日程第3、議案第34号、令和3年度第7号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、内沢委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定の議事参与の制限に該当しますので、当該事案の審議の間、内沢委員は退室をお願いいたします。

(内沢委員退室)

会長

それでは、まず、内沢委員が当事者となっている事案について、事務局から説明をお願いいたします。

古舘主幹

事務局の古舘から、議案第34号、令和3年度第7号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借 13 件、使用貸借 27 件の計 40 件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 6 名、貸し手 39 名で、利用権設定面積は、合計 184,889.48 m²でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

それでは、まず、内沢委員が関係する事案を説明いたします。資料の 5 ページをお開き願います。

利用集積 16 番

番号 16 番、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、6 年間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、令和 3 年 10 月 18 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

内沢委員の入室をお願いいたします。

(内沢委員入室)

会長	それでは、残りの事案について、事務局から説明をお願いいたします。
古館主幹	引き続き、事務局の古館から説明いたします。資料の3ページをお開き願います。
利用集積1番～7番	番号1番から資料4ページの番号7番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間白米10kgでございます。 番号8番から資料9ページの番号40番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。
利用集積8番～13番	番号8番から資料5ページの番号13番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号8番と番号9番と番号11番から番号13番までは10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間7,600円でございます。番号10番は10年間使用貸借するものでございます。
利用集積14番	番号14番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、2年8か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間10,000円でございます。
利用集積15番、 17番～24番	番号15番と番号17番から資料7ページの番号24番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、番号15番と番号18番と番号19番と番号21番と番号22番は10年間、番号17番と番号20番は8年間、番号23番と番号24番は8年7か月間使用貸借するものでございます。
利用集積25番	番号25番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。
利用集積26番 ～40番	番号26番から資料9ページの番号40番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、10年

間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、令和3年10月18日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第35号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用

会長

許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

澤向委員

澤向から報告します。去る9月28日、橋場委員と市庁本館地下会議室において、番号19番を調査してまいりました。資料の11ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条19番

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和3年11月1日から令和4年2月20日まで。資金調達計画は、自己

資金です。他法令との関連は、農用区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立白銀中学校から東側約 1.4 km に位置し、畑、雑種地、学校用地に囲まれ、私道を通じて市道に接続しています。なお、私道の所有者から持分の一部を売買により取得する予定となっており、所有者からの確約書が提出されています。農地区分は第 2 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 5

次に、日程第 5、議案第 36 号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

宮野主査

事務局の宮野から、議案第 36 号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について御説明いたします。

この案件は、今年度の利用状況調査により遊休農地と判定された農地のうち、既に森林の様相を呈する等農業上の利用の増進を図ることが見込まれない、再生利用が困難な農地と思われる土地について、総会において農地・非農地の判断をしていただき、非農地と判断された土地については、所有者に対して非農地通知を発出し、農地台帳から除外し、以後、農地として取り扱わないこととするものでございます。

判断基準では、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地について、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当するものは、農地に該当しないもの、非農地とされています。

それでは、内容について御説明いたします。資料の 13 ページから 16 ページにわたる利用状況調査関係資料、遊休農地一覧表を御覧ください。

今回、判断していただく土地は、6月25日から8月27日までの間に、計6回調査した農地のうち、非農地と思われる土地、計90筆、面積の合計は約14haでございます。

別冊の現地写真及び位置図、八戸市管内図とともに御覧ください。

遊休農地1番、2番

番号1番と2番は、6月25日に木村武美委員、鈴木委員、河原木委員により現地を調査した土地で、位置図ではA付近の市川地区で、現地写真は1ページの1番と2番でございます。

遊休農地3番～9番

次に、番号3番から9番までは、7月2日に赤坂英夫委員、上村委員、上野委員により現地を調査した土地で、番号3番と4番は、位置図ではB付近の尻内地区で、現地写真は1ページの3番と2ページの4番でございます。

- 番号5番から9番までは、位置図ではC付近の豊崎地区で、現地写真は2ページの5番から3ページの9番まででございます。
- 遊休農地 10番
～29番 次に、番号10番から29番までは、7月9日に寺沢委員、齋藤委員、下館委員により現地を調査した土地で、番号10番から21番までは、位置図ではD付近の櫛引地区で、現地写真は4ページの10番から7ページの21番まででございます。
- 番号22番と23番は、位置図ではE付近の八幡・田面木地区で、現地写真は8ページの22番と23番でございます。
- 番号24番から29番までは、位置図ではF付近の是川地区で、現地写真は8ページの24番から10ページの29番まででございます。
- 遊休農地 30番
～45番 次に、番号30番から45番までは、7月16日に阿達委員、梅津委員、磯嶋委員により現地を調査した土地で、番号30番から38番までは、位置図ではG付近の妙・松館地区で、現地写真は10ページの30番から13ページの38番まででございます。
- 番号39番と40番は、位置図ではH付近の白銀地区で、現地写真は13ページの39番と14ページの40番でございます。
- 番号41番から45番までは、位置図ではI付近の大久保地区で、現地写真は14ページの41番から15ページの45番まででございます。
- 遊休農地 46番
～63番 次に、番号46番から63番までは、8月20日に長根委員、狛守委員、大倉委員により現地を調査した土地で、位置図ではJ付近の南郷・島守地区で、現地写真は16ページの46番から21ページの63番まででございます。
- 遊休農地 64番
～90番 次に、番号64番から90番までは、8月27日に橋場委員、上明戸委員、森光男委員により現地を調査した土地で、番号64番は、位置図ではK付近の南郷・泥障作地区で、現地写真は22ページの64番でございます。
- 番号65番は、位置図ではL付近の南郷・市野沢地区で、現地写真は22ページの65番でございます。
- 番号66番から80番までは、位置図ではM付近の南郷・中野地区で、現地写真は22ページの66番から27ページの80番まででございます。
- 番号81番から90番までは、位置図ではN付近の南郷・大森地区で、現地写真

は 27 ページの 81 番から 30 ページの 90 番まででございます。

以上、御説明いたしました土地は、調査を担当されました委員からの意見としましては、いずれも森林・原野化が著しく、農地への復元は困難なもの、又は復元しても継続して利用することができないものであるとのことでもございました。

つきましては、この 90 筆の土地について、非農地と判断することを御審議いただくものでございます。

なお、今回、非農地と判断された土地については、農地台帳上、非農地として整理されますが、法務局の登記簿上の地目については、所有者が変更登記を申請し、農地以外とする必要があることを申し添えます。

最後になりますが、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、日頃お忙しい中、利用状況調査、農地パトロールに参加していただきましてありがとうございました。これからもよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は非農地として判断することに決しました。

日程第 6

次に、日程第 6、報告第 41 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出に

会長 については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

宮野主査 事務局の宮野から御報告いたします。この案件は、相続等届出の9月分でございます。資料の17ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 62 番～70 番 今回の届出は、資料17ページの番号62番から資料19ページの番号70番までの計9件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はございません。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑なしと認めます。

日程第7、
日程第8
会長 次に、日程第7、報告第42号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、及び日程第8、報告第43号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事 事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条及び5条農地転用届出の9月分でございます。

はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の21ページをお開

き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条 16番

番号 16番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の 23 ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条 118番

番号 118番、転用目的は敷地拡張でございます。

5条 119番、120番

番号 119番、番号 120番、転用目的は現場事務所 1 棟、仮設トイレ 2 棟建築及び資材置場でございます。

次ページをお開き願います。

5条 121番

番号 121番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

5条 122番

番号 122番、転用目的は建売住宅 1 棟建築でございます。

5条 123番

番号 123番、転用目的は共同住宅 1 棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条 124番～126番

番号 124番、番号 125番、番号 126番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条 127番～129番

番号 127番、番号 128番、番号 129番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条 130番～132番

番号 130番、番号 131番、番号 132番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条 133番～135番

番号 133番、番号 134番、番号 135番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条 136 番 番号 136 番、転用目的は携帯電話無線基地局建設のための作業場及び資材置場
でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑なしと認めます。

日程第9 次、日程第9、報告第44号、農地法第18条第6項の規定による通知につい
会長 てを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

宮野主査 事務局の宮野から御報告いたします。この案件は、18条合意解約の9月分
でございます。資料の31ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載
のとおりでございます。

18条 24 番 番号 24 番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は
無しとなっております。

18条 25 番 番号 25 番は、農地法第3条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっ
ております。

18条 26 番 番号 26 番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しと
なっております。

次ページをお開き願います。

18条 27 番 番号 27 番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しと
なっております。

通知年月日は、令和3年10月18日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後2時20分)